

**平成23年度黒潮町緊急雇用対策
作業員を募集します**

- ◆募集予定人数
普通作業員 4名程度
- ◆作業内容
黒潮町道における除草作業・町道支障木伐採・側溝清掃など
- ◆雇用期間
6月1日から11月30日まで
- ◆応募資格
(1)景気の低迷により離職を余儀なくされた方および就職難により求職活動中の方
(2)平成23年4月1日現在、黒潮町に居住する方
- ◆勤務時間
午前8時30分～午後5時15分
- ◆勤務日数
月平均20日程度
- ◆賃金
月額8,100円(通勤費なし)
- ◆提出書類
黒潮町作業員申込書ならびに離職事由を確認できる書類など(離職票など離職したことがわかるものがあれば、できるだけ提出してください。)
- ◆募集期間
5月9日(月)～17日(火)

- ◆応募方法
郵送または持ち込み
※5月17日(火)午後5時必着
- ◆選考方法
書類審査および面接
- ◆資格その他留意事項
●応募書類は返却いたしません。
●秘密は厳守します。
●面接時の旅費は自己負担でお願いします。

○お問い合わせ・提出先
本庁まちづくり課土木係
☎43-2115(直通)
佐賀支所建設課土木係
☎55-3700(直通)

- ◆その他
(1)現場作業に使用する機械類(刈払機など)は原則用意いたします。
(2)日常における現場作業箇所までの移動手段は、自己負担となります。



平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました

これまででは障害年金を受ける権利が発生した当時に、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

- ◆平成23年3月までは：
●受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、受給権発生時から加算の対象となります。
●受給権発生時における生計維持関係を確認していません。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されました！
◆平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、法施行時から加

算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

◆平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有することとなった場合は、その事実が発生した時点から加算の対象となります。
※婚姻、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

- お問い合わせ
本庁住民課住基戸籍係
☎43-2800(直通)
佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係
☎55-3701(直通)
日本年金機構
幡多年金事務所
☎34-1616

